

資料 1－②

登録原票に係る
正確性確保の取組み
について
(法務省提供資料)

登録原票に係る正確性確保の 取組みについて

平成 22 年 1 月

法務省 入国管理局

居住実態のかい離に関するこれまでの指摘

よっかいち宣言

多分化共生の推進に関する研究会報告書

在留管理WT検討結果

「現状では、外国人登録の内容と居住実態とのかい離が大きくなっている。」

(平成18年11月21日。外国人集住都市会議)

「現行の外国人登録制度に関して、外国人の所在情報の的確な把握が困難であるとの指摘がある。」

(平成19年3月。総務省)

「在留外国人(特にニューカマー)の居住の実態が必ずしも十分に把握されていない。」

(平成19年7月3日。犯罪対策閣僚会議)

不就学児童の実態調査結果に基づく指摘

1 規制改革会議(公開討論会(H19. 11))における美濃加茂市長発言

「当市(美濃加茂市)の就学年齢にある外国人登録者417人のうち、訪問調査を行った結果、転居・出国等が86人いたことが明らかになった。」

2 在留管理専門部会における浜松市からのヒアリング(H19. 5)

「浜松市に外国人登録をしている義務教育相当年齢にあたる外国人の子供1,899人について戸別訪問調査を実施したところ、そのうちの約2割にあたる368人が転居・出国等であったことが判明した。」

法務省による外国人集住都市からのヒアリング結果(H18~19)

○日系ブラジル人は、居住地変更登録を比較的よく実施しているものの、仕事が見つかるまでの期間、外国人登録と居住実態がかい離することがある。

(太田市, 大泉町, 伊勢崎市, 浜松市, 磐田市, 豊橋市, 鈴鹿市, 四日市市)

○不法滞在者の登録に、かい離が目立つ(大泉町)。

○再入国許可を受けて出国している期間、居住実態のない外国人登録となることがある(浜松市)。

登録内容と居住実態とがかい離する要因

外国人が国内で頻繁に転居するものの、外国人登録法に定める変更登録義務を怠っている場合

外国人が再入国許可に基づいて出国中の場合

その他(市町村による処理漏れ等)

(参考) 新たな在留管理制度に関する提言(平成20年3月。出入国管理政策懇談会)

「ニューカマーの中には、国内に安定した生活基盤がないため、外国人登録に際して正確な申請を行わなかったり、頻繁に転居したり、あるいは、再入国許可を受けて本国に帰国したままで再入国するか否か不明な者も現れ、法務大臣や市区町村の長による在留外国人の情報の把握が困難になってきている。」

法務省における取組み

H21年

H22年

H23年12月

正確性向上の取組み

正確な外国人登録の実施に係る広報・周知

市町村に対し、広報用ポスターを配布及び入国管理局ホームページにおいても掲載。
広報用リーフレットを作成し、市町村での積極的活用を依頼。

照会回答業務の積極的な奨励・実施

市町村に対し、法務省への照会を積極的に奨励(H20.5通知済み)。
照会に対する回答業務を、法務省において迅速・的確に実施。

長期間実態が反映されていない原票の回収

市町村に保管されている登録原票のうち、居住実態がない等の理由により長期間申請が行われていないものについて、各市町村の実状・希望を踏まえつつ、法務省による回収・管理を推進していく。

仮住民票作成のための準備

仮住民票への移行に伴う法務省と市区町村との情報のやり取り

施行日の6月前

基準日

法務省

基準日より前に、その時点で外国人登録をしている外国人につき、法務省から各市区町村へ、最新の在留資格及び在留期間・在留期限（仮滞在許可者についてはその旨も含む。）を情報提供する。

市区町村

送付された情報を基に、原票の正確性を確保していく。併せて、仮住民票作成の準備を行うことができるのではないか。

仮住民票作成

入国管理局が保有する情報と、市区町村が保有する情報のかい離を縮める。